

旭会研究集会派遣補助金給付規程

第1章 総則

第1条（目的）

この規程は、支援、補助事業の実施に関し必要な事項を定める。

第2条（給付の対象）

支援、補助金給付の対象は、申請の時点で新潟大学医学部保健学科同窓会南山会の会費支払い済である新潟大学医学部保健学科診療放射線技術科学専攻所属の学部生（大学院生を含む）で、研究集会（学会）発表を行う個人とし、かつ卒業年度翌年の日本放射線技術学会総会学術大会までを期限とする（日本放射線技術学会総合学術大会にて給付を受けるものは卒業後の連絡先を伝えることを給付条件とする）。演題採択済みであり倫理的に問題のないことを申請の条件とする。過去に本給付を受けていないものとする。社会人大学院生については、会費を納めていることと職場から出張費として旅費等が出ていないことを給付の条件として付けくわえる。

第3条（給付の基準）

支援、補助金給付の基準は、募集の際に旭会助成評価委員会（以下 評価委員会）が定める。

第2章 支援、補助の申し込み

第4条（申込方法）

支援、補助を受けようとする者は、所定の申請書（様式1）に必要事項を記入のうえ、申し込むものとする。評価委員会のメールアドレス asahi_estimation@umin.ac.jp に申請書を添付ファイルとして提出し申し込むこと。申請書は新潟大学医学部保健学科同窓会「南山会」ホームページ（URL <https://www.nanzankai.org/>）よりダウンロードすること。他団体の給付制度も重複して受給する場合は報告すること。

第5条（申込時期）

前条の申込みの時期は、募集の際に、評価委員会が定める。

予算額に達した場合は年度の途中で募集を打ち切る場合がある。

第3章 給付対象期間及び給付の決定

第6条（申請および給付対象期間）

申請は演題採択後速やかに行い、一か月前を申請締め切りとする。学会終了後の申請は認めない。支援、補助金給付の支払い対象となる期間は、特別の事情がない限り、給付決定の日から1年以内である。期間内に必要書類（報告書を含む）を提出すること。申請と学会発表時期の関係によって年度をまたぐ場合があっても適宜給付を行う。

給付の方法は原則銀行振り込みとする。

第 7 条（給付の決定）

支援、補助金給付の決定は、各年度の事業計画に基づき、評価委員会に諮った上で、役員会が速やかに行う。 国内の発表は40,000 円、海外の発表は100,000円を上限とし給付することを目安とするが、給付額の検討が必要な場合は旭会役員会で別途考慮する。

第 8 条（決定の通知）

支援、補助金の給付を決定したときは、同窓会長が速やかに申込者に通知する。

第 4 章 報告

第 9 条（報告等の義務）

1. 支援、補助金の給付を受けた者は、その研究、発表の経過並びに結果を報告しなければならない。
2. 報告は旭会の交流事業で口頭発表または資料の投稿や動画等提出にて行うこと。
3. 支援、補助金の給付を受けた者が、研究、発表の成果等を公表するときは、旭会の支援または補助による旨を明示しなければならない。

第 10 条（計画変更の扱い）

1. 支援、補助金の給付を受けた者が、その対象となった計画を変更しようとするときは、あらかじめその旨を旭会に申し出て、承認を得なければならない。
2. 前項の計画変更のうち、計画の実施を継続することができない事情が発生した場合は、給付金を返戻しなければならない。

第 5 章 補則

第 11 条（支援、助成金の決定の取消、中止及び返還）

支援、補助金の給付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したとき、又はその事実が判明したときは、旭会は支援、補助金の給付決定を取り消し、給付を中止し、又は既に給付した支援、補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- （1） 虚偽その他不正な手段により支援、補助金の給付を受けたとき
- （2） 第9条第1項に定める報告を行わないとき
- （3） 第9条第1項に定める報告に関し、不正又は虚偽の報告等を行ったとき
- （4） 支援、補助金の給付の際に付した条件に違反したとき、又は同窓会長の処分に従わなかったとき

第 12 条（実施の特例）

1. 給付の基準、申込方法及び申込時期について役員会の議決により別段の定めをしたときは、第3条、第4条及び第5条の規定にかかわらず、その定めによることができる。
2. 役員会の議決により対象にならないと認められた研究、発表については、第7条

の規定にかかわらず、評価委員会の審査を行わないことができる。

第 13 条（実施細目）

この規程の実施について必要な事項は、別に同窓会長が定める。

第 14 条（評価委員の選出等）

評価委員は定数 3 名とし、旭会から選出し役員会で決定する。

評価委員の選出基準は過去に県を超える規模の学術大会での発表または共同演者として実績のあることを条件とする。任期は3 年とし、再任は妨げない。

第 15 条（証明書等の提出について）

支給を受けるものは学術大会等の出席証明書や参加証（原本またはコピー）および参加費領収書、交通・宿泊等に係わる領収証原本を評価委員会に提出すること。海外発表の場合は領収証に加え、代金の詳細がわかるものも提出すること。領収書や各証明書、飛行機を用いた場合の搭乗証明書等は必ず給付が完了するまで保管すること。提出先は新潟大学医学総合病院内の旭会事務局とする。

第 16 条（交通・宿泊等の詳細について）

本支給を受けるものは、経済的・時間的に合理的である交通手段を用いること。

旅行パック等を用いた場合は詳細がわかるものを領収書提出時に添付すること。

詳細が不明な場合や、合理的な手段ではないと役員会が判断した場合は、上限を超えない JR の普通運賃分のみの給付とする。

宿泊料金の上限は1 泊あたり 1 万円（東京都内開催かつ宿泊は1.5万円）とする（海外は別途考慮する）。

第 17 条（規程の改定）

本規約は役員会の決議をもって改訂することができる。

2025年7月31日改訂